

2024年 障害者週間オンラインセミナー

# 法律改正から考える 吃音支援の今と未来

言語聴覚士 飯田裕幸



## はじめに〔趣旨〕

---

「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が2021年5月に改正、2024年4月1日に施行されました。吃音においても、この法律の対象となっています。

国や地方自治体などはすでに義務化されていますが、これまで民間事業者には努力義務とされていた「合理的配慮」が法的義務に格上げとなり、事業者にとっては大きな影響があるものといえます。

しかし、吃音がこの法律の対象にもなっていること、この法律および改正された情報をご存じの当事者や事業者の方はどのくらいいるのでしょうか。

## はじめに〔趣旨〕

---

合理的配慮はすべての方に必要なわけではないと思いますが、それぞれの方の状態や状況に応じて、生活や支援、社会参加に必要な合理的配慮を考えていく必要があるのだと思います。

今回は、障害者差別解消法の改正前後の違いと、吃音の支援・社会参加における今後の展望を話し、吃音当事者の本人にできること、社会全体でできることを考えていきたいと思っています。

# 自己紹介



## 飯田 裕幸

### 経 歴

吃音当事者の言語聴覚士。  
医療系専門学校を卒業後、茨城県内の医療法人に勤務。  
現在は吃音を中心とした相談室を運営しながら、各所での業務や講師などを行っている。

専門分野 吃音

# セミナーの内容

## 1 障害者差別解消法について

- 法律制定の経緯
- 改正前後の内容の違いと改正後の影響
- 障害者雇用促進法との関係

## 2 吃音における合理的配慮

- セルフアドボカシー、インクルーシブなどの観点から
- 合理的配慮の例
- 当事者としての経験から

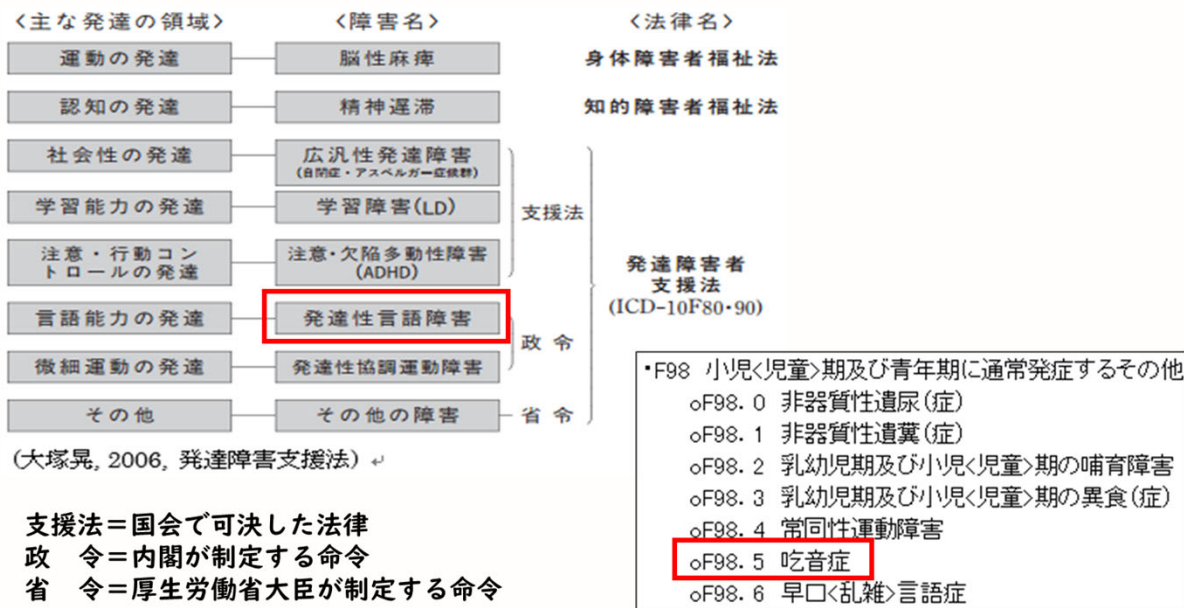
## 3 吃音児・者の支援や社会参加における今後の展望

- 相談支援機関およびセルフヘルプグループの役割と意義
- 吃音当事者の本人にできること
- 社会全体としてできること



# 1 障害者差別解消法 について

# 吃音と法律



- いじめ防止対策推進法
- 身体障害者福祉法
- 発達障害者支援法
- 障害者差別解消法
- 障害者雇用促進法

# 障害者差別解消法について

## 障害者差別解消法の制定経緯

2006年12月 第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という）が採択され、2008年5月に発効。起草会合には障害者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」に表れているとおり、障害者団体が参画した。

2011年 この年の「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正時に、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めている「障害者権利条約」の趣旨を同法の基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定された



# 障害者差別解消法について

## 障害者差別解消法の制定経緯

2013年6月 障害者団体等からの意見を踏まえつつ、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立

2016年4月 「障害者差別解消法」施行

# 障害者差別解消法について

## 障害者差別解消法

- 2013年6月成立、2016年4月施行  
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の  
実現に資することを目的として
- 障害者差別解消法の合理的配慮は、「日常生活や社会生活を送る  
上での障壁を取り除く措置」を指す

# 障害者差別解消法について

- 国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者に対して、
  - ▷ 障害を理由とする「**不当な差別的扱い**」を禁止・解消する
  - ▷ 申出があった場合に、**負担が重すぎない範囲で求めに応じ「合理的配慮」**をする

“Nothing About Us Without Us”  
(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

※本人と相談の上で、  
措置を決めることが重要

※ 障害者手帳を持っている人だけでなく、障害者手帳を持っていないでも、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている 全ての人が対象となる。

# 障害者差別解消法について

2013年6月成立、2016年4月施行「障害者差別解消法」

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務

※ 「事業者」とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者をいいます。個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。

# 改正 障害者差別解消法について

## 障害者差別解消法

- 2021年5月改正法成立、2024年4月1日施行：
  - ① 民間事業者についても合理的配慮を**義務化**
  - ② 国や地方公共団体において、施策の実行の支援強化
  - ③ 障害者雇用促進法による法定雇用率の定めから、障害者一人ひとりに対する合理的配慮を**義務化**
  - ④ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の**義務化**
  - ⑤ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
- 事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の行政機関から報告を求められたり、助言や指導、さらには勧告を受けたりする場合がある。

大活字版



障害者差別解消法が  
変わります！

**令和6年4月1日から  
合理的配慮の提供が  
義務化されます！**

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。  
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	<b>努力義務→義務</b>

内閣府リーフレットより

# 合理的配慮に関わる法律

## 障害者雇用促進法

- 障害者雇用促進法の合理的配慮は、「雇用における均等な機会の提供と、職場において障害者が能力を発揮するために必要な障害を取り除く措置」を指す
- 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
  - ①差別の禁止
  - ②合理的配慮の提供義務



## 2 吃音における 合理的配慮

セルフアドボカシー、  
インクルーシブなどの観点から



## ①スティグマの予防・改善

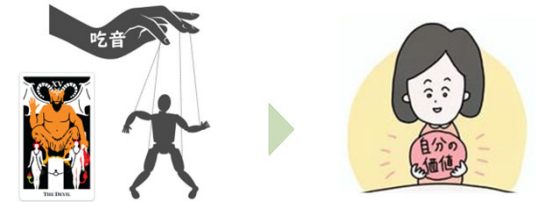
らくいん  
スティグマ = 烙印



- 特定の属性を持っている人に対して、ネガティブなレッテルを貼り付ける意味
- ネガティブな言葉や事態を受けることで、セルフスティグマを持ちやすくなる  
結果 → 「どうせできない」と諦めてしまうことにもつながる
- 自身の存在に対して、罪悪感を持ってしまうケースも考えられる  
例：「自分はダメな人間だ」「周りの人は、吃音がないからみんな優秀な人だ」

スティグマの予防・改善に向けて

= 周囲・社会の適切な理解と対応が大切!



### 【自己肯定感と自己効力感】

- 自己肯定感：「自分は自分でいいんだ」とありのままの自分を受け入れられる感情
- 自己効力感：「自分ならできるかもしれない・達成できるだろう」と判断できる感情

合理的配慮や障害者差別解消法について考えるときにも、これらが重要になる

## スティグマの予防・改善に向けて

### 【これらを高めるために】

#### ②セルフアドボカシー

⇒権利や合理的配慮を自ら主張していく力を育てる（本人）

#### ③インクルーシブ

⇒多様性を受け入れ、認め合う（本人・周囲）

#### ④専門家や相談支援機関への相談

#### ⑤セルフヘルプグループへの参加

## ②セルフアドボカシーについて

セルフアドボカシー = 「自己権利擁護」

- 当事者が、自分の利益、欲求、意思、権利を自ら主張すること
- 「支援をされる対象」受け身の存在から、  
自立的に「支援や理解を求めていく」能動的な存在へ
- まずは自分自身を知ることが、セルフアドボカシーの第一歩
- 「権利主張」には練習も必要

⇒ 受け皿や場所、機会が必要

### ③ インクルーシブについて

インクルーシブ (inclusive) = 「包摂的・包括的」 「すべてを包み込む」

⇔ エクスクルーシブ (exclusive) : 「排除的・排他的」 多様性の排除

- 吃音のある児童生徒等が集まる交流の機会の提供
- 特別支援学校・特別支援学級、通級による指導等の専門性を活用
- 吃音への理解：当事者本人の心情理解等
- 吃音の啓発：周囲の児童生徒、教職員、保護者、地域社会への理解

(参考：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表〔文部科学省〕」)

## ④ 専門家や相談支援機関への相談

- 話しにくさの要因と今後の見通しを明らかにする
- 困り感を解消し、流暢性を向上させるための個別の基礎練習
  - ▷ 話し方や考え方を変えていく練習
  - ▷ 安心できる環境、失敗しない環境や方法での練習
- 自己イメージの助け、心理面の安定、合理的配慮を主張しやすくする・受けやすくする
- 相談支援機関と所属機関との関係構築ができる（連携が図れる）

## ⑤セルフヘルプグループへの参加

セルフヘルプグループ = 自助グループ・当事者団体

- 同じ症状・境遇を持つ仲間同士でお互いの援助を行う（ピアサポート）こと、あるいはその活動をいう

### 世界・全国・地域組織

- ISA：国際吃音連盟、NSA：全米吃音協会
- 全国言友会連絡協議会 

各都道府県言友会の上部組織。

1966年に東京で言友会が初発足し、現在は多くの都道府県に言友会が存在する。

- その他 民間団体・任意団体

多様なニーズを汲んだ活動が広がっている

※その他、詳細は次の章で解説いたします

# 合理的配慮の例



## 合理的配慮の例

- 発表会のセリフを、本人と相談して、言いやすいセリフに一部変えて行った
- 日直を1名体制から2名体制にした
- 音読を席順ではなく、みんなで一緒にゆっくり読むようにした
- 健康観察では、クラス全員、「はい元気です」ではなく「はい」と答えるかたちに変更した

## 合理的配慮の例

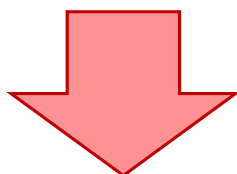
- 九九の学習や宿題では、制限時間を設けずに、ゆっくり答えて良いこととした
- 話し方を笑われたりされないようにするために、相談の上、担任の先生宛に専門家から手紙を書いた。  
後日、担任の先生から生徒たちに話をした。
- 吃音と配慮について、クラスメイトに自ら話すことを本人が提案した。担任の先生とことばの教室の先生に協力してもらい、内容とやり方を一緒に考えて、クラスメイトの前で話をした。

## 合理的配慮の例

- 事前の申し出をし、面接では話す内容を最後まで聞いてくれて、時間もしっかり取ってくれた
- 専門家の助言の下、流暢に話す練習を上司・職員とともに実施しながら、本人と相談の上で、話す上で負担の少ない業務内容や場面に一時変更し、頻度も調整して、自信をつけていった
- 外部からの電話は別の職員が受け、その他の電話は可能な範囲で取るようにした。  
配慮の周知のために、管理者から他の職員にも伝達した。

## 陥りやすい状況

- 最初は特に、過小評価や誤解をされやすい
- 気を遣ってしまって、言えない・伝えられない場合も
- 配慮が適切でなく、実態に合っていない



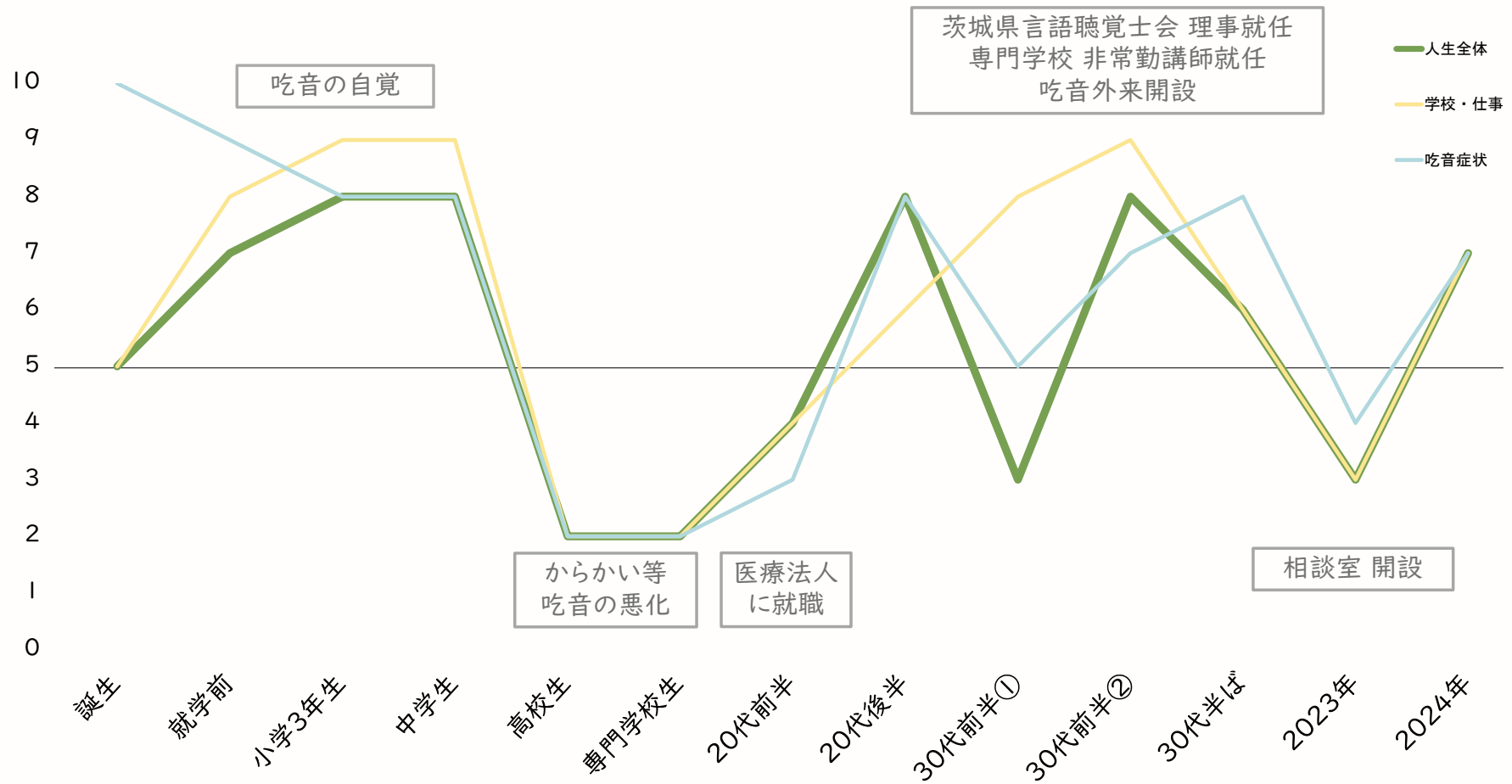
## 対策

- 事前に、話しておく、伝えておく
  - 双方での話し合いの機会を持つ
  - 相談・連携機関を持ち、専門家や専門機関の助言を得たり、力を借りる
- ▷ 一方通行ではなく、話し合い、合意のうえで、双方に負担が少ない環境ややり方に設定していく



当事者としての  
経験から

# 私の人生グラフ



# 当事者としての体験談



幼児期（4～5歳頃）

吃音が始める 連発性（くり返し）  
チック症状もあったらしい



小学3年生

国語の授業での音読で、最初のことばが出ない  
吃音を自覚



笑われたり指摘されたりすることはなかった 嬉しかった



小学生～中学生

1つ下の学年に、吃音のある男の子がいた  
勝手に仲間意識を抱く



吃音があっても、困ることなく過ごせていた



# 当事者としての体験談



高校1～3年生

高校2年生 同級生から話し方をからかわれ、笑われ、  
吃音が一気に悪化する つらかった

社交不安障害と思われるものを併発

学校や部活は休まなかったが、

人との交流や発言の回避、冷や汗など

部活では、とっさの声掛けや連携の言葉が出ない場合も  
練習中や試合中には、非難・指摘する人はいなかった

# 当事者としての体験談

両親は、これまで吃音の話  
をしないようにしていた



高校3年生 秋～

母親に「（吃音を）何とかしたい」と相談

言語聴覚士に相談することになる +

言語聴覚士という職業があることを知る



専門学校生

昼間：パートで働く ⇒ 自分から配慮をお願いした

夜間：学校

吃音が多く出ていた

職員室に入るときや自己紹介など、

あいさつや自分の名前で特に苦労した



# 当事者としての体験談



就職活動

「吃音があっても、ここで働けるでしょ？  
働きながら治していけばいいよ」 嬉しかった



医療法人 就職後

ことばのことで何か聞かれたときの返し方を決めておいた  
「元々こういう話し方なので、気にしないでください」



話し方について聞かれることは時々あっても、  
からかい等はない環境



その後

吃音の相談支援を始める 理解し、支えてくださる方々



### 3 吃音児・者の支援や 社会参加における 今後の展望

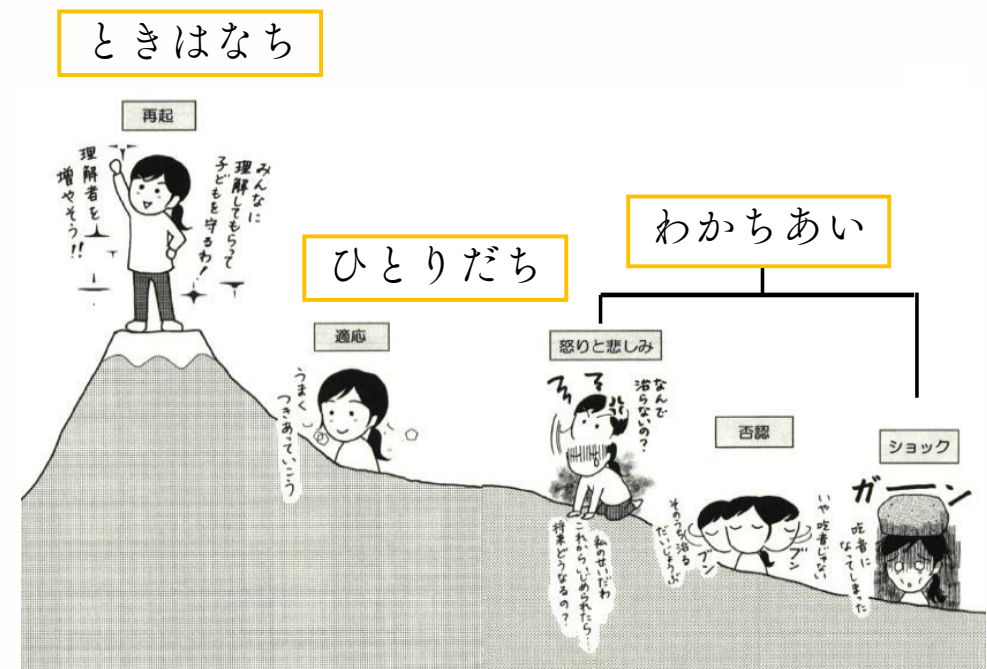
相談支援機関およびセルフヘルプグループ  
の役割と意義

## 相談支援機関や専門家の役割と意義（相談することでのメリット）

1. 相談支援機関と所属機関とのパイプができる
  2. 合理的配慮の申請がしやすくなる
  3. 吃音などに関する情報が得られる
  4. 自分の状態がわかり、改善への糸口がみえる
  5. 心理面の安定・安心
  6. 家族も一緒に話が聞ける
- ▶ 吃音としっかり向き合うためのお手伝いをさせていただく場として
- ※混乱しないため、負担になりすぎないためにも、最終的な相談先は限定するのが良い

# セルフヘルプグループの役割と意義

- わかちあい：  
複数の人が気持ちや情報、考え方などを平等な関係の中で自発的に交換することで、お互いの人柄が明らかになり情緒的に抑制されていないかたちになる
- ひとりだち：  
自分自身の問題を自分自身で管理・解決し、社会に参加していくこと
- ときはなち：  
自分自身の意識の中に内面化されてしまっている差別的・抑圧的構造を取り除き、自分への尊厳を取り戻すこと



子どもの吃音 ママ応援BOOK 菊池良和 著 p.78-79

例えば、言友会など当事者団体の活動内では、その役割が自然なかたちで担われている

## セルフヘルプグループの参加と意義

1. 感情と体験の共有
2. 話すことに恐怖のない場所の提供
3. 自己イメージの助け
4. 吃音についてのより深い学習
5. 言語聴覚療法の補助的役割の提供

「吃音があるのは自分だけじゃない」「こんな考え方や見方もあるんだ」  
吃音当事者の視野を広げることも期待できる



## セルフヘルプグループの参加と意義

- 訓練室から日常場面へ段階的に浸透
- セルフヘルプグループは、訓練室と日常場面との中間的な側面を持つ。言語聴覚療法と相補的な役割が担われ、発話症状や心理面での改善も期待できる。
- 当事者の方々は、問題解決に有用となる「経験的知識」を持っている

### 【言語聴覚士との関わり】

- ▷ 言語聴覚士の持つ「専門的知識」と協同することで、社会参加を見据えた吃音当事者の援助が可能となる

周囲の適切な理解と配慮の大切さ  
今後の展望

## 周囲の適切な理解と配慮の大切さ

### 不登校・出社拒否、うつ、自殺などの予防

吃音に限らず、いじめ・不登校は、2022年度の統計では統計開始以来最多



- 周囲の適切な理解や配慮は、予防や改善、自己受容を助ける
- 当事者団体やつといなど、気兼ねなく話せる場への参加
- 相談支援機関や専門家への相談、相談機関を持つ必要性

## 今後の展望

- 言語聴覚士等の専門職が当事者団体に関わり、連携していくことの重要性が増している
- 各地域に支援が行き届く体制の整備が、大きな社会課題
- 差別的取扱いの解消と適切な合理的配慮の提供を広めるためには、各機関や専門職との連携、情報発信や啓発活動の他、当事者自身それぞれが主張・啓発していく力をつけることが、今後はさらに重要になる

吃音当事者の本人にできること  
社会全体としてできること

# 吃音当事者の本人にできること

## 自分から主張・啓発することの大切さ

- 周囲の適切な理解や配慮は、予防と改善を助ける
- 差別の解消、合理的配慮や権利などの主張をする能力をつける
- 吃音当事者自身が啓発をしていくことが、実は一番効果的
- 主張するだけでなく、認め合い、話し合うことが大切

## 支援される対象から、自立的に支援や理解を求めていく存在へ

- 自分だけではどうしようもないこともある  
そのときは、積極的に専門家などの支援を求めていい
- 「支援をされる対象」受け身の存在から、自立的に「支援や理解を求めていく」能動的な存在へ

# 社会全体としてできること

## 不登校・出社拒否、うつ、自殺などの予防

- 吃音に限らず、いじめ・不登校は、2022年度の統計では、統計開始以来最多  
⇒ 周囲の適切な理解や配慮が重要

## 周囲の適切な理解や配慮の重要性

- 周囲の適切な理解と配慮が、**予防や改善、自己受容を助ける効果**もある
- 認め合い、話し合う
- 困り感の解決は、早ければ早い方が良い ⇒ 場合により、専門機関や団体に迅速につなぐ
- 気兼ねなく話せる場、支援できる場を各地につくる  
⇒ 吃音の相談支援機関としての機能を持つ機関や団体を増やす
- 法律面からのバックアップ

Thank You